

定 款 ・ 細 則

公益社団法人 日本冷凍空調学会

公益社団法人 日本冷凍空調学会 定款

平成22年5月14日 社団法人 日本冷凍空調学会通常総会承認
平成23年4月1日 設立登記

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は公益社団法人日本冷凍空調学会 (Japan Society of Refrigerating and Air Conditioning Engineers) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は支部を置くことができる。この場合において、支部の設置は総会の議決により、支部に関する規程は理事会の議決によりこれを定める。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は低温・冷凍・食品・空気調和（これらを冷凍空調と称する）に関わる先端的及び普遍的な科学・技術を向上させる活動を通して公共の福祉と社会・産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技術普及及び技術者育成などの教育事業
- (2) 国際冷凍学会などとの連携・協力による国際交流事業
- (3) 調査・資料収集及び技術開発・研究開発などの調査研究事業
- (4) 資格認定及び表彰による学術評価事業
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 名誉会員
- (3) 特別会員
- (4) 賛助会員
- (5) 学生会員

正会員、名誉会員、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は本会の目的に賛同して入会した個人又は法人とし、次のとおりとする。

第1種正会員 冷凍空調に関係ある事業を営む法人

第2種正会員 個人

3 名誉会員は、本会又は冷凍空調に特に功労のある者で、理事会で推薦し総会で決議された者とする。

- 4 特別会員は、本会のために功績のあった者又は冷凍空調に特別の関係を有する者で、理事会で推薦し総会で決議された者とする。
- 5 賛助会員は、冷凍空調に関係ある団体その他本会の目的を賛助する団体とする。
- 6 学生会員は、本会の目的に賛同して入会した大学及び高等専門学校 of 学生、高等学校の生徒並びに細則に定めるこれらに準じる者とする。

(入会)

第 6 条 会員として入会しようとする者は、細則に定めるところに従い入会の申込をしなければならない。

(会員等)

第 7 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員、学生会員及び賛助会員は所定の納期までに会費を納めなければならない。会費の額は総会の議決を経て細則に規定する。

- 2 入会したものは、入会金を納めなければならない。入会金の額は細則に規定する。
- 3 名誉会員及び特別会員は、会費を要しない。
- 4 入会后相当の年数を経ることなどの細則で定める条件を満たす第 2 種正会員については、本人の申出により、細則に定めるところに従い、会費を免除し、または軽減するものとする。
- 5 既納の入会金、会費その他拠出金品は、返還しない。

(退会)

第 8 条 会員は、細則に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、第 17 条第 2 項の定めにより当該会員を除名することができる。この場合には、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は細則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡、又は当該法人会員が解散したとき。

第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
- 3 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし通常総会をもって定時社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録の承認

- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第 14 条 通常総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は前条第 2 項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、その総会に出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第 18 条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 議決権の行使にかかる代理権の授与は総会ごとにならなければならない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び議長が指名した議事録署名人 2 名が、議事録に署名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 20 条 本会に次の役員を置く。

理事 45人以上50人以内

監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、15人以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事は、総会の決議によって選任する。

2 理事の候補者として、細則で定める選挙区別に、各選挙区内の社員の中から、細則で定める員数を当該選挙区の社員の投票により選出した者を、理事を選任する総会の決議において参考にすることができる。

3 会長、副会長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 監事は、総会において選任する。

5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 他の同一団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事及び監事に異動のあったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。会長に事故あるときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係わる職務を代行する。

4 常務理事は、会長、副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 業務及び財産の状況を調査し、各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査する。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べる。

(4) 理事が不正な行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを理事会に報告する。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができ、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会の日とする通知が発せられないときは直接、理事会を招集することができる。

(6) その他、監事に認められる法令上の権限を行使する。

(役員任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員退任等)

- 第 25 条 理事は、会員の資格を失ったとき、退任するものとする。
- 2 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし監事を解任する場合は、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決権に基づいて行われなければならない。

(報酬等)

- 第 26 条 役員は無報酬とする。ただし、会員外の監事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第 27 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要事項を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

- 第 28 条 本会は役員の方法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長及び顧問)

- 第 29 条 本会に名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長は総会の議決により置くことができる。ただし、法人法でいう理事及び代表理事ではない。
 - 3 顧問は常務理事会の推薦により、理事会の議決を経て置くことができる。顧問の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、法人法でいう理事ではない。
 - 4 名誉会長及び顧問は無報酬である。
 - 5 名誉会長及び顧問は会長へ意見を述べることができる。

第 6 章 理事会及び常務理事会**(構成)**

- 第 30 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 3 理事会のもとに常務理事会を置く。
- 4 常務理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。この会の規程は細則で定める。

(権限)

第 31 条 理事会は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事会は重要な業務執行について常務理事会に委任できない。
- 4 常務理事会で議決した事項は理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(開催)

第 32 条 理事会は毎事業年度 2 回以上開催する。

- 2 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - (3) 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第 23 条 5 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第 33 条 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号及び第 4 号による場合を除く。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きをとることなく理事会を開催することが出来る。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、理事会の議事録に署名押印する。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 37 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 38 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記録した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記録した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁へ提出しなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 39 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項第 3 号から第 6 号までの書類については、総会の承認を受けなければならない。

- 3 毎事業年度の経過後 3 ヶ月以内に、内閣府令で定めるところにより、第 1 項(1)～(6)の書類を行政庁に提出しなければならない。

- 4 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第 40 条 会長は、公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条 4 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け）

第 41 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

- 2 本会の重要な財産の処分又は譲受けの場合にあつては、前項と同様の手続きを経なければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散**（定款の変更）**

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 公益目的事業の種類又は内容の変更（軽微な変更を除く）などに係る定款の変更をしようとするときは、変更の認定を行政庁から受けなければならない。それ以外の定款の変更についても、行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 43 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 本会が、公益認定取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く.）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という.）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、「認定法」第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法**(公告の方法)**

第 46 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局**(事務所及び職員)**

第 47 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局長 1 名及び職員若干名を置き、必要な事項は細則に定める。
- 3 事務局長は、会長が理事会の決議を得て任免する。
- 4 職員は、細則の定めるところにより任免する。
- 5 主たる事務所には、法令に定められた書類を備えておかなければならない。

第 11 章 雑 則**(細則の規定)**

第 48 条 本定款に関する細則は、理事会において別に定める。

(雑則)

第 49 条 前条の規定にかかわらず、第 21 条第 2 項の細則で定める員数については、総会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は片倉百樹とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

公益社団法人 日本冷凍空調学会 細則

平成22年9月16日 社団法人 日本冷凍空調学会理事会制定

第 1 章 会 員

- 第 1 条 正会員、賛助会員及び学生会員となるには所定の手続きにより入会申し込みをしなければならない。
- 2 正会員、名誉会員、特別会員、賛助会員及び学生会員が退会する場合には、所定の手続きにより退会届を提出しなければならない。
 - 3 所定の手続きとは、入会及び退会手続規程による。
- 第 2 条 第 1 種正会員になろうとするものは、学会に対する代表者を定めてその氏名を届け出なければならない。またその代表者を変更したときも同様とする。
- 2 定款第 5 条第 6 項に規定する大学及び高等専門学校の学生並びに高等学校の生徒に準ずる者は、専門学校の生徒とする。
 - 3 学生会員が卒業したときは、ただちに正会員に資格を変更し、その旨学会へ届けなければならない。

第 2 章 会費及び入会金

- 第 3 条 会費及び入会金の額を次の通り定める。

会費	第 1 種	正会員	A 級	年額	288,000 円
			B 級	年額	144,000 円
			C 級	年額	87,000 円
			D 級	年額	43,500 円
	第 2 種	正会員		年額	9,600 円
		賛助会員		年額	87,000 円 以上
		学生会員		年額	4,800 円
入会金	(第 1 種・第 2 種・賛助)				1,500 円
		(学生会員)			免 除

- 第 4 条 会員は所定の会費を、当年 7 月より次年 6 月までの分として、年額を当年 6 月中に払込むものとする。
- 2 第 2 種正会員がグループを形成して、会費等を納入する場合、その手数料 5 % を本会が支払い、会費と部分相殺することができる。
 - 3 グループは 5 名以上とする。
- 第 5 条 新たに入会したものについては年額全額を払込み、7 月より入会月前月までの会費については次年度に月割をもって減額し精算するものとする。
- 2 第 1 種正会員が途中でその級を変更した場合は、次の納入期から新しい級の会費を前条に従い全納するものとする。
- 第 6 条 後継者を指名して会員を交代する場合、納入済みの会費を譲りうけることができる。
- 2 後継者は入会金を必要としないが、登録手数料として 1,000 円を納めるものとする。
 - 3 この取扱いを受けるためには、退会届とともに、入会届を提出することが必要である。
 - 4 入会履歴の年数は継続しない。
 - 5 会費未納の場合はこの取扱いはできない。
- 第 7 条 定款第 7 条第 4 項の規定で定める条件を満たす第 2 種正会員を永年会員とする。
- 2 前項の名称を永年会員 A と永年会員 B とする。

永年会員Aは、入会后40年を経た第2種正会員であって、年齢65歳以上の者とする。会費は第2種正会員の会費の半額とする。

永年会員Bは、入会后30年を経た第2種正会員であって、金額100,000円を納めた者にあつては会費を免除とする。

3 永年会員の基準は7月1日時点とする。

第8条 学会活動への貢献が認められた者に対し、参与の称号を授与する。

2 称号の授与に対し会費の増減は伴わない。

3 参与に関する細目は別に定める参与規程による。

第9条 定款第10条(1)により会費の支払い義務を履行しなかった場合、1年間は会員資格を停止し、学会誌の送本、理事候補者選挙の投票権及び総会の議決権を停止する。

第3章 理事候補者選挙

第10条 理事候補者の選挙は、次の地区別により、その地区に属する社員で行う。

1. 関東地区（東京、神奈川、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨、新潟、長野の各都県）
2. 北海道地区（北海道）
3. 東北地区（宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田の各県）
4. 中部地区（三重、愛知、静岡、岐阜、福井、石川、富山の各県）
5. 近畿地区（京都、大阪、兵庫、奈良、滋賀、和歌山の各府県）
6. 西日本地区（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、長崎、福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄の各県）

第11条 理事候補者の地区別定数を次の通り定める。

関東地区	22人以内	北海道地区	2人以内	東北地区	2人以内
中部地区	8人以内	近畿地区	10人以内	西日本地区	6人以内

第12条 理事候補者の選挙は本会交付の用紙により投票するものとする。

2 用紙は、用紙発送の2週間前の会員名簿に基づき発送する。

第13条 会長は理事候補者選挙の期日前に次期の候補者氏名を参考のため会員に通知することができる。

ただし、この場合における候補者数は改選理事員数の1.5倍以上でなければならない。

第14条 業務執行理事は理事候補者選挙投票の開票に立会い、当選者及び次点者の氏名を各本人に通知する。

第15条 理事候補者選挙において同点者が2名以上のときは会員歴の長い者を優先し、会員歴も同じときは立会理事のくじ引きで決める。

第16条 理事候補者の選挙に関する細目は、別に定める役員選挙・運営内規による。

第17条 新たに理事会、常務理事会が構成された場合には、新旧の、理事及び業務執行理事は14日以内に事務引き継ぎをしなければならない。

第4章 業務執行理事の分担会務

第18条 業務執行理事の担当会務は会長が定める。

第19条 副会長、常務理事の担当会務は、総務・会計、学術・編集及び事業の3区分とする。

第20条 総務・会計担当副会長、常務理事の担当会務は人事、文書、会員管理、財産管理、財務会計、予算決算、及び庶務・会計に関する事項、その他、他の担当会務に属しない一切の事項とする。

第21条 学術・編集担当副会長、常務理事の担当会務は学術振興と業績の表彰、調査研究、国際交流活動、並びに

規格制定, 学会誌と論文集の編集, その他の学術・編集に関する事項とする。

第 22 条 事業担当副会長, 常務理事の担当会務は講演会, 交流会, 講習会, 見学会及び通信教育, 資格の認定及び冷凍技士に関する事項, 出版に関する企画と運営, その他の本会の事業に関する事項とする。

第 5 章 常務理事会

第 23 条 定款第30条第 3 項に規定された理事会のもとに常務理事会を置く。

2 理事は常務理事会に出席して意見を述べることができる。

3 常務理事会は, 毎月 1 回以上開くものとする。ただし 8 月に限り省略することができる。

第 24 条 定款31条第 2 項に定めるとおり, 会長は法人を代表し業務を執行し, 業務執行理事は細則第18条から第22条で定める業務を分担執行する。

第 25 条 常務理事会は会長が招集する。会長が欠けたとき又は事故あるときは, 副会長が招集する。

2 常務理事会を招集するときは, 会議の日時, 場所, 目的である事項を記載した書面をもって, 開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。通知の方法は, 電磁的記録によることができる。

第 26 条 常務理事会の議長は, 会長がこれに当たる。

第 27 条 常務理事会の決議は, 議決に加わることが出来る業務執行理事の過半数が出席し, その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず, 会長または業務執行理事が常務理事会の決議の目的である事項について提案した場合において, その提案について, 議決に加わることができる業務執行理事の過半数が, 書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは, その提案を可決する旨の常務理事会の決議があったものとみなす。

3 議決権の代理行使は認められない。

第 28 条 常務理事会で議決した事項は理事会に報告し, その承認を求めなければならない。

第 29 条 常務理事会の議事については, 議事録を作成し, 理事, 監事に配布又は電磁的記録により配布する。

2 常務理事会に出席した議長及び議長が指名した議事録署名人が議事録に署名押印する。

第 6 章 職員, 嘱託員, 研究員

第 30 条 会務を処理するため事務局は職員以外に常務理事会の承認を経て嘱託員若干名を置くことができる。

2 職員及び嘱託員の員数, 任免及び給与は常務理事会においてこれを決する。

第 31 条 技術研究業務を処理するために事務局には常務理事会の承認を経て, 会務処理をする以外の研究員を置くことができる。

2 研究員の員数, 任免及び給与は常務理事会においてこれを決する。

第 7 章 委員及び委員会

第 32 条 本会は恒常的業務を処理するために, 常置の委員会を設ける。他に常務理事会で必要と認めた特定事項の調査研究等のための臨時の委員会を設けることができる。

第 33 条 委員会に委員長, 副委員長及び幹事, 委員を置くことができる。

2 委員長は原則として理事より選ぶものとして, 会長及び副会長が選考し, 常務理事会の議を経て会長が委嘱する。

3 副委員長及び幹事は委員長が選考し, 担当常務理事会の議を経て常務理事会に報告し, 会長が委嘱する。

4 委員長は委員を指名・選任する。委員は会長が委嘱し, 常務理事会に報告するものとする。

5 委員会の運営は別に定めた運営内規に従う。

第 34 条 委員会の委員の任期は2ヶ年とし、再任は妨げない。ただし臨時委員会の委員の任期は委員会終了とともに終わる。

第 35 条 委員長は必要ある場合は常務理事会に出席し、意見を述べることができる。また委任事項の結果を常務理事会に報告しなければならない。

第 8 章 支 部

第 36 条 支部を設置できる地区は地方別会員数300名以上でなければならない。

第 37 条 支部に関する規程の設定及びその変更は、理事会の承認を受けなければならない。

第 38 条 本会は支部に対し補助金を交付することがある。

第 39 条 支部を設置しようとするときは、発起人20名以上の連署をもって支部規程、事業の要領及び経費支弁に関する方法を具し会長に申し出でなければならない。

第 9 章 改 廃

第 40 条 この細則の改廃は理事会の議決を経て行う。ただし、定款に定めるものについてはその限りではない。

附 則

この細則は平成22年7月23日の社団法人日本冷凍空調学会の常務理事会で承認され、平成22年9月16日の理事会で制定されるが、公益社団法人日本冷凍空調学会の設立の登記の日から施行される。